

犯罪被害者等基本計画における少年法関連部分

， 第 3 ， 1

- (9) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施

法務省において，平成12年の少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）附則第3条により，同法施行後5年を経過した場合に行う検討において，少年審判の傍聴の可否を含め，犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い，その結論に従った施策を実施する。